

平成26年12月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 一般会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2
南海地震防災課	-----	2
2 その他の議案等	-----	3
(1) 条例案	-----	3

I 提出予定案件

I 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

了総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	計	財源内訳								一般財源
				特定財源				特別財源				
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県債		
危機管理政策課	1,238,346	0	1,238,346	6,512			140	300	1,000			(0)
南海地震防災課	4,265,647	101,000	4,366,647	91,026			1,354	840	54,906	3,200,000		(101,000)
消防保安課	195,143	0	195,143			24,170			153,000			(0)
安全衛生課	511,900	0	511,900	51,823			206	4,556	46,888			(0)
計	6,211,036	101,000	6,312,036	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	255,794	3,200,000		(101,000)
				149,361	0	143,506	1,700	5,696				2,555,979

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

南海地震防災課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
防 災 総 務 費	4,207,435	101,000	4,308,435	① 防災対策指導費 (101,000) ア 災害時避難行動検討事業 1,000 イ ⑨ 災害医療推進基金積立金 100,000
社会福祉総務費	58,212	0	58,212	
計	4,265,647	101,000	4,366,647	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県災害医療推進基金条例（南海地震防災課）

(制定の理由)
医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進基金を設置する必要がある。

(条例の概要)
医学的な配慮を必要とする要配慮者に対する災害医療を推進する事業に要する経費に充てるため、徳島県災害医療推進

- (ア) 基金（以下「基金」という。）を設置する額に限り、処分することとした。
- (イ) 基金として積み立てる額は、事業の財源に限り、規定を設けることとした。
- (ウ) 基金は、管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。
- (エ) 基金の

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行することとした。